

## 組対法成立までの流れ

- 1996年 8月 法務省、『組織的犯罪についての刑事法整備要綱骨子(案)』を作成。
- 1996年 10月 法務大臣、法制審議会に組織犯罪対策立法を諮問。
- 1997年 9月 法制審議会刑事法部会は、「組織的な犯罪に対処するための刑事法整備要綱骨子(案)」を法務大臣に答申。
- 1997年 10月 法務省は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案要綱骨子」「刑事訴訟法の一部を改正する法律案要綱骨子」及び「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案要綱骨子」を発表。
- 1998年 3月 いわゆる『組織犯罪対策三法』を閣議決定。同3法案を国会に上程。
- ①「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案」  
(組織的犯罪の刑の加重等とマネー・ローンダリング規制等)
  - ②「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案」(盗聴)
  - ③「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」(証人保護)
- 1999年 8月 いわゆる『組織犯罪対策三法』参議院で可決、成立。

## 共謀罪の今までの経過

- 2003年 3月 強制執行妨害罪改正法案と併せ共謀罪法案、国会上程。→9月廃案。
- 2003年 5月 国際組織犯罪防止条約の締結を国会で承認。
- 2004年 2月 サイバー犯罪関連法案と併せ共謀罪法案、国会再上程。→2005年8月廃案。
- 2005年 10月 第163国会、三度目の国会上程。審議入り。
- 2006年 3月 第164国会、審議再開、与党修正案提出、民主党修正案提出、与党再修正案提出、自民・民主の両案とも成立せず。継続審議。
- 2006年 5月 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(日本版 US-VISIT 制度導入等)成立。
- 2006年 6月 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律(犯罪被害財産の没収・追徴禁止一部解除)成立。
- 2006年 9月 第165国会、審議入りせず。法務委員会は自民党原案で継続審議を決定。
- 2007年 4月 犯罪収益移転防止法(ゲートキーパー法)、「本人確認法」と「組織犯罪処罰法」第5章を一本化する形で成立。
- 2009年 1月 審議未了で廃案。